

《足利市にお住まいの方》

2025年分農業用免税証の交付について

安足県税事務所

◆ 2025年分の農業用免税証は、下記の日程で申請の受付をします。

<受付会場 栃木県庁足利庁舎4階403会議室>

受付時間	1月15日(水)	1月16日(木)
9:30 ～ 11:30	○	○
13:30 ～ 16:00	○	
※初日の午前中は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。		

注1) 新規申請の方や耕作面積の増加などで数量が増える場合、免税証は受付後、後日の交付になります。

注2) 上記期間に来られなかった方は、交付予備日のご案内をいたしますので、下記番号までご連絡ください。

注3) 上記期間後に申請した場合、農業用に使用した軽油であっても、既に作業を終えた軽油の消費に対する免税証を交付することはできません。

◆ 申請の際に持参するもの【○のついているものを“必ず”ご用意ください。】

申請に必要なもの	免税軽油使用者証	○
	免税軽油の引取り等に係る報告書	○
	免税軽油を購入した納品書等（写し可）	○
	印鑑 ※1 お持ちでない場合は、免税証受領のサインをいただきます	※1
	市の農業委員会発行の耕作証明書 ※2 耕作面積等に変更がある場合、相続等使用者変更の場合 ※3 市の農業委員会が発行する耕作証明書以外の証明書では受付できませんのでご注意ください	※2 ※3
	機械のメーカー・型式・馬力などが分かるカタログやメモ等 ※4 機械の追加・変更がある場合のみ	※4
農作業受委託証明書 ※5 受委託農業者のみ	※5	

※ 更新申請の方は手数料420円が必要です。

◆ ほか、御不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

安足県税事務所 電話：0283-23-1458（課税課）